○国土交通省告示第二百七十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年十月二十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ―1034	一酸化炭素等発散防止装置　ユマツ　ＳＡＡ６Ｄ107Ｅ－２－Ａ	ユマツ　ＷＤＲ－ＷＡ121	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号
㊞ＧＳ―1046	一酸化炭素等発散防止装置　ユマツ　ＳＡＡ４Ｄ95ＬＥ－６－Ａ	ユマツ　ＷＤＰ－ＷＡ124	〃

○国土交通省告示第二百七十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―2548	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＢＭＰ５－ＤＢＡ１	マツダ　ＤＢＡ－ＢＭ５ＡＰ、マツダ　ＤＢＡ－ＢＭ５ＡＳ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第二百七十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―2462	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＥ２	スズキ　ＤＢＡ－ＭＲ31Ｓ、マツダ　ＤＢＡ－ＭＳ31Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
㊞Ｇ―2463	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＴ２	スズキ　ＤＢＡ－ＭＲ31Ｓ（過給器付原動機搭載車に限る）、マツダ　ＤＢＡ－ＭＳ31Ｓ（過給器付原動機搭載車に限る）	〃

○国土交通省告示第二百七十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―2542	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ４－１	ダイハツ　ＤＢＡ－ＬＡ600Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－ＬＡ610Ｓ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第二百七十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－39Ｒ－000074	速度計　三菱　Ｊ―39／Ｂ10―01	三菱　ＤＢＡ－Ｂ１＊Ａ、ニッサン　ＤＢＡ－Ｂ２＊Ａ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第二百七十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―2568	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＳ07Ａ23	ホンダ　ＤＢＡ－ＪＦ１、ホンダ　ＤＢＡ－ＪＦ２	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第二百七十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－28Ｒ－000054	警音器　三菱　Ｊ―28／Ｂ10―01	三菱　ＤＢＡ－Ｂ１＊Ａ、ニッサン　ＤＢＡ－Ｂ２＊Ａ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号
Ｅ43－13－ＨＲ－000017	乗用車の制動装置　三菱　Ｊ―13Ｈ／Ｂ10―01	〃	〃
Ｅ43－13－ＨＲ－000018	乗用車の制動装置　三菱　Ｊ―13Ｈ／Ｂ10―02	〃	〃